

【取締役の職務権限規程】

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規程は、株式会社フェアワーク（以下「この法人」という。）の定款の規定に基づき、取締役の職務権限を定め、業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（法令等の順守）

第2条 取締役は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 取締役の職務権限

（理 事）

第3条 取締役は、取締役会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

（代表取締役）

第4条 代表取締役の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- （1）代表取締役としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- （2）取締役会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- （3）毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告する。

（事務局長）

第5条 この法人の事務局長を務める取締役の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- （1）代表取締役を補佐し、この法人の業務を執行する。
- （2）代表取締役の了承のもと、業務の代行を行う。
- （3）毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告する。

第3章 補 則

（細 則）

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、取締役会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、取締役会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

(別表) 取締役の職務権限

項目	決裁権者	
	代表取締役	事務局長
役割	◎この法人を代表し、その業務を総理 ◎取締役会を招集し、議長としてこれを主宰 ◎評議員会を招集 法人全体の統括・指揮、全体方針、事業計画・予算、事業報告・決算各案の確認・決定（取締役会・評議員会前）	◎代表取締役を補佐し、この法人の事務統括を執行
事業計画案及び予算案の作成に関すること	○	
事業報告案及び決算案の作成に関すること	○	
人事及び給与制度の立案及び報告に関すること	○	
重要な使用人以外の者の任用に関すること	○	
規程案の作成に関すること	○	
出張に関すること	○	○
支出に関すること	○	○
セミナー等事業の実施に関すること	○	
職員の教育・研修に関すること	○	○
渉外に関すること	○	
福利厚生（役員含む）に関すること	○	
外部に対する文書発簡 特に重要なもの	○	
外部に対する文書発簡(特に重要なもの以外のもの、または決裁後に随時発簡するもの)	○	○